

## 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正理由

消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合、補償基礎額を基礎として支給されている。

- 非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 355 号。以下「基準政令」という。）の定める基準に従い、青森市消防団員等公務災害補償条例で定める額に基づき行っているところ。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 73 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）別表第 4 イ公安職俸給表（一）が改定された。
- 給与法が上記のとおり改正されることから、最近における社会経済情勢に鑑み、消防団員等の処遇改善を図る観点から、基準政令の一部改正により、補償基礎額が引き上げられる。  
（令和 6 年 2 月上旬公布予定、令和 6 年 4 月 1 日施行）



これに伴い、**青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正**を行うものである。

## 2 改正の概要

## (1) 別表の改正（第 5 条第 2 項第 1 号関係）

消防団員に係る補償基礎額について定める別表中の金額の改正

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

[単位：円]

## (2) 第 5 条第 2 項第 2 号の改正

消防作業従事者等\*の補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引き上げる。

※消防団員ではないが、火災発生時に初期消火等の消防作業に従事した者等

## 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

（遺族補償年金受給者 2 名、障害補償年金受給者 1 名の計 3 名が該当）